業年度」を削り、「承認事業年度等」を「承認事業年度」に改め、同第五号中「又は連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削り、同第六号中「「増加償却額　㉒」及び「増加償却額　㉜」」を「「増加償却額 ㉑×割増率 ㉒」及び「増加償却額 (㉖又は㉛)×割増率 ㉜」」に改め、同第八号(1)中「又は連結事業年度」を削り、同第九号中「又は前連結事業年度」及び「欄の」を削り、同第十号中「、承認事業年度等」を「、承認事業年度」に改め、同号(1)中「承認事業年度等」を「承認事業年度」に改め、同号(2)中「又は連結事業年度」を削り、同第十一号中「「計　㉝」」を「「㉖又は㉛の計 ＋㉜　㉝」」に改め、同第十二号(2)中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）」を削り、同第十三号中「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「令第63条第２項に」を「同項に」に改め、同第十五号中「若しくは連結事業年度前の」を「前の」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「若しくは連結事業年度以前」を「以前」に改め、同号(2)中「第１条の規定による改正前の法人税法施行令第48条第５項第３号ハ（減価償却資産の償却の方法）」を「附則第11条第２項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）」に改め、「若しくは連結事業年度」を削り、「連結所得」の次に「（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第２条第18号の４（定義）に規定する連結所得をいう。）」を加える。

別表十六(一)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第三号中「又は連結事業年度」を削り、同第四号中「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同第五号中「「差引取得価額×５％　㉒」」を「「差引取得価額×５％ (8)×5/100　㉒」」に改め、同第七号(1)中「又は連結事業年度」を削り、同第八号中「「算出償却額　㉙」」を「「算出償却額 ⑳×㉘　㉙」」に改め、同第九号(2)中「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の41（準備金方式による特別償却）」を削り、同号(4)中「又は連結事業年度」及び「若しくは連結事業年度」を削り、同第十号中「若しくは令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「令第63条第２項に」を「同項に」に改め、同第十二号中「若しくは連結事業年度」及び「若しくは各連結事業年度」を削り、同号(2)中「「同上の期間内における採掘予定数量（評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量　⑱」、「経済的採掘可能数量（評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度又は連結事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量　⑲」」を「「同上の期間内における採掘予定数量（評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量　⑱」、「経済的採掘可能数量（評価換え等が行われた事業年度終了の日以前の期間（当該評価換え等が期中評価換え等である場合には、当該期中評価換え等が行われた事業年度開始の日前の期間）内における採掘数量を控除した数量　⑲」」に改める。

別表十六(四)の表中「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」に改め、同表の記載要領第三号中「又は連結事業年度」を削り、同第五号中「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（令第63条第２項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）」を削り、「令第63条第２項に」を「同項に」に改め、同第七号中「若しくは連結事業年度前の」を「前の」に改め、「若しくは各連結事業年度」を削り、「若しくは連結事業年度以前」を「以前」に改め、同号(2)中「「リース期間又は改定リース期間（期末評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度若しくは連結事業年度開始の日（当該事業年度又は連結事業年度が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又はリース資産を事業の用に供した日の属する事業年度又は連結事業年度である場合には、その用に供した日）以後の期間）の月数　㉔」」を「「リース期間又は改定リース期間（期末評価換え等が行われた事業年度終了の日後の期間又は期中評価換え等が行われた事業年度開始の日（当該事業年度が当該国外リース資産若しくはリース賃貸資産を賃貸の用に供した日又はリース資産を事業の用に供した日の属する事業年度である場合には、その用に供した日）以後の期間）の月数　㉔」」に改める。